

## 三重県私立学校閉鎖命令等不利益処分に関する基準

三重県知事（以下「知事」という。）が、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の廃止命令処分並びに学校法人の解散命令処分を行う場合は、関係法令に定めるほか、この基準による。

### 1 学校等の閉鎖命令

学校等が次のいずれかに該当した場合、知事は、学校等の閉鎖命令処分を行うことができる。

- (1) 法令の規定に故意に違反したとき
- (2) 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- (3) 六箇月以上授業を行わなかったとき

### 2 学校法人の解散命令

知事は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散命令処分を行うことができる。

### 3 学校等の閉鎖命令又は学校法人解散命令処分の手続き

- (1) 知事は、学校等の閉鎖命令処分又は学校法人の解散命令処分（以下「処分」という。）を行う場合には、設置者に対して、あらかじめ聴聞を行うものとする。
- (2) 知事が設置者に対して行う聴聞の手続きは、私立学校法又は行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定により行うものとする。
- (3) 知事は、聴聞の結果（聴聞に応じない場合を含む。）、処分を行う場合には、三重県私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会から処分適当の答申を受理した場合において、速やかに処分を行うものとする。
- (4) 知事は、処分を行う場合は、理由を付した書面をもって当該学校の設置者にその旨を通知するものとする。

## 附則

- 1 この基準は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、学校等の閉鎖命令処分又は学校法人解散命令処分を行う場合に適用する。